

(素案)

第5部

多様性を認め合い

学び活躍できるまち

## 第1章

## 生涯教育・社会教育

## 第1節 生涯学習・社会教育の推進

## 現状と課題

## 【1. 学習機会の拡充】

- 少子高齢化や国際化、価値観の多様化、そして科学技術の急速な進展など、社会情勢が絶え間なく変化する現代において、市民一人ひとりが豊かな心を持って、潤いのある生活を送っていくために、市民が、幼児期から高齢期まで、どのような境遇にあっても、意欲を持って学習することができる、生涯学習社会の実現が求められています。そのようなことから、学習機会や学習情報の提供など市民の自主的な学習意欲を支援する取組の拡充が必要となっており、直接的な人とのつながりによる学習はもちろんのこと、デジタル機器を活用した学習など、多様なニーズに応じた支援を強化していく必要があります。

## 【2. 多様な学習成果の活用と人材育成】

- 延岡市では、以前から様々な生涯学習に係る事業が展開され、心身の健康や生きがいといった、市民各々の\*ウェルビーイングの実現に一定の役割を果たしています。これらをさらに充実し、人とのつながりや学び合いなどを促進することで、地域に根差したウェルビーイングへと発展させることができると考えられます。そのためには、より多様な学習を提供するための体制づくりと、内容の充実が必要です。
- 社会教育関係団体が主体的で活発に活動していくために、人材の育成やその支援のあり方が課題となっています。

## 【3. 学習環境の整備充実】

- 生涯学習の拠点施設として、また、市民の多様な学習需要に応える場として、社会教育センターをはじめとする社会教育施設の整備など、学習環境の充実を図る必要があります。
- 地域の生涯学習の場として大きな役割を果たしている自治公民館に加え、学校施設も学びの場として位置付け、整備、充実を図ることが必要となっています。



地域寺子屋教室の様子



市民大学の様子

\* ウェルビーイング…身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

## 施策の展開

## 取組項目（役割分担）

### 1. 学習機会の拡充

市民の学習ニーズを捉え、多様な学習の場を提供していきます。

### 2. 多様な学習成果の活用と人材育成

地域に根差したウェルビーイングを実現するために、多様な学習機会を提供するための体制づくりと、その内容の充実を図ります。

また、社会教育関係団体と連携し、指導者の確保と人材育成に取り組みます。

### 3. 学習環境の整備充実

生涯にわたって、誰もが主体的に学ぶことができるよう施設の機能充実を図り、新たな学習需要に応える社会教育施設等の整備に取り組みます。

#### (1) 学習機会の充実

- 行政は、市民の主体的な学びを支えるため、ＩＣＴ等を活用して、年齢や境遇を問わず誰もが参加できる多様な学習機会を提供し、人とのつながりと学びを通じた豊かな社会づくりを推進します。（行政）

#### (1) 自主的学習活動の推進

- 行政は、市民に多様な学習機会を提供し、すべての世代が学習を続けることで地域課題の解決能力や郷土愛を育みながら、人とのつながりを大切にする地域コミュニティの構築に努めます。（行政）

#### (2) 学校・家庭・地域・企業との連携・協働

- 行政は、学校、家庭、地域や企業との連携・協働を図り、生涯を通じて得た経験や知識等を発揮する場や、新たな気付きや知識を他者へ広げていく学び合いの場の拡充など、多様な学習の提供と内容の充実を図り、市民が社会の中で自分の役割を感じられる機会をつくります。（行政）
- 市民は、生涯にわたって学びを深め、自らの幸せや生きがい、地域や社会の豊かさを追求することで、地域に根差したウェルビーイングの実現に努めます。（市民）

#### (3) 指導者の確保・人材育成

- 行政は、市民の学ぶ意欲に応えるため、社会教育関係団体と連携を図り、指導者の確保や育成に努めます。（行政）
- 社会教育関係団体は、団体間のネットワークの構築など一層の連携を図りながら組織の強化や活動の充実に取り組みます。（関係団体）

#### (1) 社会教育施設の整備充実

- 行政は、市民の生涯学習意欲を高めるため、多様なニーズに応じることができるよう、社会教育施設の整備に努めます。（行政）

#### (2) 自治公民館等の施設整備

- 行政は、地域における生涯学習活動の場として市民が主体的に学べるよう自治公民館の整備を支援します。（行政）

## 主要な指標

内容	現状	R12	R17
①出前講座の受講者数の割合	44.1% (R6) (延べ 49,409 人／年)	46%	48%
②社会教育施設の利用者数の割合	66.0% (R6) (延べ 73,990 人／年)	68%	70%

現状の割合は①、②は R6.4.1 時点の延岡市の人口（112,109 人）を母数とする。

## 第1章

## 生涯教育・社会教育

## 第2節 図書館サービスの充実

## 現状と課題

## 【1. サービスの拡充】

- 少子高齢化や経済・雇用情勢の変化、高度情報化、ライフスタイルの多様化など、近年の急激に変容する社会情勢により、図書館を取り巻く環境も大きく変化しています。
- サービス提供エリアが広域であることに加え、身体の不自由な方や高齢者、妊娠中や介護中等の理由により、図書館への来館が困難な市民が気軽に読書を楽しめるよう利用しやすい環境を整備することが求められています。
- 検索等に利用できるインターネット閲覧用パソコンの利用や、必要としている情報に対応した回答や資料の検索方法を教える\*レファレンスサービス等を利用する人が多くいることから、図書館が保有する様々な情報を効果的に提供できる取組の充実が求められています。

## 【2. 図書の充実と情報収集】

- 地域の情報拠点として、図書館本館及び分館において約50万冊、一人当たりの蔵書冊数として4.5冊を所蔵していますが、近年のインターネットやスマートフォンの普及を背景に情報収集手段の変化や読書離れが進んでいることから、利用者のニーズを的確に把握し、時代に即したコレクションの構築が求められています。

## 【3. 読書活動の推進】

- 乳幼児期から読書習慣を身につけ読書意欲を高めることができるように、本に親しむ環境の整備や機会の提供等が求められています。



ブックスタートの様子



おはなし会の様子

\* レファレンスサービス…情報を求める利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助。



## 施策の展開

### 1.サービスの拡充

地理的な条件に関わらず、多様化する市民ニーズに応じた様々な情報や地域の課題解決に必要な資料等を速やかに提供することで、生涯学習の場として積極的に利用される図書館を目指します。

## 取組項目（役割分担）

### (1) サービスの拡充

- ・行政は、地域に即した移動図書館車の効率的な運行やインターネットを活用した図書の予約・リクエスト受付のほか、Wi-Fi設備をはじめとする通信ネットワーク環境の整備など様々なネットワーク情報資源の活用を図ります。(行政)
- ・行政は、市民の自主的な学習活動を支援するため、県立図書館や九州医療科学大学など関係機関と連携し、市民の関心が高い内容の企画展示やイベントを開催します。(行政)
- ・行政は、利用者の多彩なニーズに即座に対応するため、レファレンスサービスの充実や機能的で利便性の高い図書館ホームページやSNSの運用のほか、『としょかんだより』や『ふくろう号通信』といった情報冊子の発行等を通して、きめ細やかな情報発信を図ります。(行政)
- ・行政は、市内小中学校の学校図書館を支援するため、定期的に図書館の司書が学校を訪問し、蔵書の整備・管理や学校図書館の運営に関するアドバイス等のほか、職場体験の受け入れや団体貸出による学習テーマに応じた資料の提供を行う等、学校との協力・連携体制の強化を図ります。(行政)
- ・市民は、心豊かで充実した人生が送れるよう生涯学習の場として、図書館の積極的な利用を図ります。(市民)

### 2.図書の充実と情報収集

蔵書の整備充実は公共図書館のサービスの基本であり、多様な読書・情報ニーズに沿って、図書資料や郷土資料等を計画的、継続的に収集することで、市民一人ひとりの課題解決を支援することを目指します。

### (1) 図書の充実と情報収集

- ・行政は、市民に対して活用可能な図書や郷土資料等の寄贈を呼び掛けるとともに、新刊書をはじめとする図書の計画的な購入や郷土資料・行政資料の継続的な収集に努め、郷土歴史研究の拠点としての役割を高めます。(行政)
- ・行政は、レファレンスサービスの充実や利用者が主体的に情報を収集できるよう、日々進化するICTを用いて地域の\*ポータルサイト化を進め、市民の暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ情報の提供を行います。(行政)
- ・行政は、来館することなく自宅等に居ながら読書や学習、調査・研究が行えるように電子書籍等の電子資料の提供を行います。(行政)
- ・行政は、貴重な郷土資料のデジタル化を進め、劣化や破損を防止するとともに、デジタル化資料の提供を行います。(行政)

### 3.読書活動の推進

図書館の利用促進を図るとともに、読み聞かせのボランティア等との連携をさらに深めながら、子どもたちが発育段階に応じた読書習慣を身につけ、将来にわたって本に親しむことができるよう、乳幼児期からの読書活動の推進に取り組みます。

### (1) 読書活動の推進

- ・行政は、関係機関と連携し、各種イベントや企画展示等を通じて図書館の利用促進を図ります。また、\*ブックスタートや幼児向けの絵本の充実のほか、読み聞かせボランティア等と協力して定期的におはなし会を実施することで、乳幼児期から親子で本にふれあえる機会を提供するとともに、すべての世代が居心地の良さを感じられる魅力的な図書館づくりを目指します。(行政)

## 主要な指標

内容	現状	R12	R17
入館者数	262,479人 (R6)	263,000人	263,500人
蔵書数	501,723冊 (R6)	516,000冊	528,000冊
貸出冊数	330,300冊 (R6)	331,000冊	332,000冊

\* ポータルサイト…ポータルとは玄関の意味であり、利用者にとって有用な情報を集約し、最初に提供するウェブページのこと

\* ブックスタート…自治体が行う0歳児健診等の機会に、「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。1992年にイギリスで始まる。

## 第2章

## 文化都市

## 現状と課題

多様性を認め合い学び活躍で生きるまち

## 【1. 文化活動の拡充】

□市民の多様なニーズと活発な文化活動に応えるため、「延岡市美術展覧会」、「延岡市民音楽祭」、「延岡市郷土芸能大会」等を市民と行政が共同して開催しています。さらに、全国から応募のある「若山牧水青春短歌大賞」等の事業を通して、小・中・高生をはじめとする市民の創作意欲を醸成するとともに、全国的な文化交流の推進や情報発信にも努めています。また、本市の各分野の文化の向上に特に顕著な功績のあった人を「延岡市文化功労者」として表彰し、その功績を永く顕彰しています。令和6年度には、市外・県外から多くの方を呼び込む事業で、芸術文化の鑑賞及び発表の機会の充実を図る活動を行う方々に対する「地域文化振興補助金」を新設し、地域に根ざした市民参加型の文化活動の推進や、市民の文化レベルのさらなる向上を目指した、市民が主体となり行政と連携した文化活動が行えるよう支援しています。

## 【2. 文化団体等の育成】

□新型コロナウイルスが猛威を振るったことにより、市内の多くの文化団体が活動を縮小しなければならない状況となり、その後の活動が縮小したままの団体もあることから、文化連盟等との連携により、既存の文化団体・保存会等の育成を図るとともに、国・県・市等の助成制度を活用して、地域文化の保存・継承・掘り起こしにも努めています。また、文化連盟を中心として開催する「第1回こども文化の祭典」においては、本市の文化の担い手となる子どもたちに焦点を当てた、市内の文化活動の紹介や体験教室が行われ、文化活動の芽を次世代へ継承する試みが行われています。

□「のべおか天下一薪能」や「城山かぐらまつり」等の行事を通じて、学生等のボランティア参加を促進し、また「古文書講座」や「出前講座」の開催により、延岡の歴史・文化に誇りと愛着を持つ人材の育成に努めています。今後も引き続き、後継者の育成に努め、地域文化の保存・伝承を図りながら、文化の香るまちづくりを推進していく必要があります。

## 【3. 文化施設の果たす役割】

□本市の文化活動の拠点施設には、令和4年9月に開館した「延岡城・内藤記念博物館」や、令和4年12月に開館した「野口遵記念館」、県北地域を代表する文化施設である「延岡総合文化センター」が整備されています。「延岡城・内藤記念博物館」は、城下町延岡の様々な歴史や文化を発信する拠点としての機能や、美術作品の展示をはじめ、様々な特別展・企画展を開催するなど、「延岡の歴史を学び継承し、未来を創造する拠点」となっています。また、和室棟を併設し、茶会や生け花、俳句の会など様々な文化活動に活用できるスペースとして整備されています。「野口遵記念館」は、音響面を重視したホールや、多目的に活用できるフリースペースがあり、多様な機能を備えた文化芸術振興の中核的施設として、まちなかのにぎわい創出施設にもなっています。「延岡総合文化センター」は、充実した舞台設備と優れた音響効果で、長年の間、各種演奏会や演劇、舞踊に使用され、本市の市民音楽活動の拠点として利用されています。ただし、施設の本体や各種設備の老朽化が進行しており、安全性や利便性の低下が課題となっています。



若山牧水青春短歌大賞 表彰式



のべおか天下一薪能

## 施策の展開

## 取組項目（役割分担）

### 1.文化活動の拡充

「延岡市文化振興ビジョン」に基づき活発な文化活動を支援するとともに、芸術文化の鑑賞と発表の機会の充実や市民参加の機会創出を図る等、文化レベルのさらなる向上を目指します。また、本市の文化の向上に顕著な功績のあった人を顕彰します。

### 2.文化団体等の育成

既存の文化団体の育成を図るとともに、伝統文化の保存・継承や担い手の人材育成、さらには、新たに文化活動を行う市民の意向に配慮し、その実現に向けて共に取り組みます。

### 3.文化施設の果たす役割

文化活動を促進するための環境整備として、文化施設の整備や補修等に努めます。「延岡城・内藤記念博物館」については、歴史民俗博物館として整備され、市民が延岡の歴史・文化、郷土の発展等に多大な功績を残した先賢等について学びを深め、郷土に対する誇りと愛着を持てるようにするとともに美術品展示等も行い、市民が様々な文化活動に利用できる施設となるよう努めます。「野口遵記念館」については、市民が延岡への愛着や誇り（シビックプライド）を持ち、まちづくりに積極的に参画し、地域社会の形成に寄与する施設となるよう努めます。

#### (1) 文化活動の充実

- 行政は、芸術文化の鑑賞と発表の機会の充実を図ります。また、市民参加型の文化活動を推進するとともに、郷土の先賢や本市の文化振興に特に功績のあった人等の顕彰を進めます。（行政）
- 行政は、学校教育についても「ふるさと教育」を推進する上で大切な学びの場と位置付け、市内すべての子どもが郷土の歴史や文化を学んだり、学んだことを発表したりする活動を教育課程に位置付けるよう努めます。（行政）
- 行政は、「地域文化振興補助金」により、特に市外・県外から多くの方を呼び込む事業で、公演・展覧会・文化交流・記念公演などを行う文化団体の活動を支援します。（行政）
- 文化団体は、文化連盟等を中心に、様々な文化活動を展開するとともに、地域に伝わる伝統文化の保存・伝承に努めます。また、市内の文化施設を活用し、行政との連携のもとに、市民参加型の文化活動を実施します。（関係団体・行政）

#### (1) 文化団体等の育成

- 行政は、文化活動の後継者の育成の支援に努め、また、郷土芸能大会の開催など地域伝統文化の保存・伝承と、地域の特色を活かした団体の育成に努めます。（行政）
- 文化団体は、大会等のイベントに参加して得た貴重な経験を基に積極的に活動の魅力発信を行うことで、団体の加入者を増やし、さらなる文化芸術活動の充実に努めます。（関係団体）
- 行政や文化連盟等は、文化の担い手となる子どもたちに地域の文化団体が行う活動を体験してもらえるよう、機会の創出に努めます。（行政・関係団体）

#### (1) 文化施設の果たす役割

- 行政は、芸術文化の鑑賞と発表の場である各文化施設の機能保全と補修整備を適宜実施し、適正な維持管理に努めます。（行政）
- 市民は、伝統文化を保存・継承しながら、延岡の新時代を開く新たな文化を創造することに努めます。また、市内の文化施設を活用し、それぞれの文化活動の成果を発表するとともに、延岡の歴史・文化について学びを深めることに努めます。（市民）
- 文化団体は、活動の成果を発表する機会として文化施設を利用し、市民の方々に芸術文化の素晴らしさを普及します。（関係団体）

## 主要な指標

内容	現状	R12	R17
「延岡市美術展覧会」への来場者数	2,763 人 (R6)	3,200 人	3,500 人
「延岡総合文化センター」利用率 (大・小ホールのいずれかを利用している率)	61% (R6)	68%	76%
「若山牧水青春短歌大賞」応募短歌数	28,760 首 (R6)	30,000 首	30,000 首
内：市内小中高生応募短歌数	2,265 首	3,500 首	3,500 首

## 第3章

## スポーツ・レクリエーション

## 現状と課題

多様性を認め合い学び活躍で生きるまち

## 【1. スポーツ施設の有効活用】

□令和9年開催の「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に向け、競技会場として利用が予定されている施設については着々と整備が進められています。新宮崎県体育館（アスリートタウン延岡アリーナ）は、県と市の共同で整備が進められており、すでにサブアリーナについては、供用が開始され、高校総体予選や中体連大会予選など主要な大会で使用されています。軟式野球及びソフトボールの競技会場となる西階公園野球場については、供用開始に向けて建設工事が進んでおり、災害時においては、ヘリポートや人的支援の受け入れ、緊急避難場所の役割を担うことになります。同じく防災機能を有し、平常時は天候に左右されずにスポーツが楽しめる多目的屋内アリーナ（のべおかわいわいアリーナ）については、令和6年度に供用が開始され、子どもから大人までがスポーツを楽しむ施設として利用されています。今後これらの施設については、国スポ・障スポ大会後も市内スポーツ施設の中核として、スポーツ・レクリエーションの推進を図る施設となります。その他の施設についても建設から数十年が経過し老朽化が見られるものの、必要な整備を行い、安全性を確保しつつ地域のスポーツ・レクリエーションを提供できる場として活用しています。

## 【2. 生涯スポーツの振興】

□「健康長寿のまちづくり」を柱の一つに掲げる本市では、運動による健康づくりに取り組んでいますが、コロナ禍前に比べて、スポーツ教室、健康教室の参加者が減少傾向にあります。

□スポーツやレクリエーションのニーズは、高齢化の進行や健康志向の高まりにより、年々多様化しています。

## 【3. 指導者等の育成や競技力の向上】

□延岡市スポーツ協会や延岡市スポーツ推進委員により、各団体・指導者がその特徴を活かしながら、各種スポーツ教室や大会・イベントなどの事業を展開しています。

□これまで延岡市スポーツ協会を法人化するなど、組織体制の強化を行ってきましたが、各団体・指導者が行う活動には温度差があります。

□本市にゆかりのあるトップアスリートの活用や、小中・高校連携による指導体制づくりの強化に取り組むことにより、小・中・高校生の競技力向上や指導者の育成を図るとともに、競技人口の減少に歯止めをかける必要があります。

## 【令和6年度 市内体育施設利用状況】

	市民体育館	大武体育館	勤労者体育センター	東海体育館	北方勤労者体育センター	北浦体育館	北川体育館
利用件数	解体により利用なし	933	1,313	300	621	270	3,221
利用人数	解体により利用なし	18,415	28,958	4,702	22,019	10,039	32,585

	西階公園陸上競技場	西階公園野球場	西階公園庭球場	西階公園弓道場	西階公園球技場	西階公園補助グラウンド	西階公園多目的屋内アリーナ
利用件数	3,608	再整備のため使用不可	4,846	630	146	596	1,456
利用人数	175,312	再整備のため使用不可	46,280	2,602	15,009	70,017	52,635

	妙田公園野球場	妙田公園南広場	妙田公園北広場	北方総合運動公園	北浦グラウンド	北浦海滨運動公園	北川総合運動公園	合計
利用件数	216	126	358	157	236	117	267	19,417
利用人数	29,641	12,230	26,388	12,452	12,453	11,380	30,141	613,258



## 施策の展開

## 取組項目（役割分担）

### 1.スポーツ施設の有効活用

アスリートタウン延岡アリーナ、西階公園陸上競技場、西階公園野球場、のべおかw a i w a iアリーナについては、各種スポーツ競技やレクリエーションでの活用、さらに、大会・合宿の誘致など様々なニーズに対応できる施設として、今後ますます活用していきます。

### 2.生涯スポーツの振興

市民が運動に親しみやすい環境づくりを図るとともに、延岡市スポーツ推進委員協議会や延岡市健康教室推進協議会等と連携し、各種スポーツ教室や大会、イベント等の拡充に努めることで、スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりが市民生活の一部として定着することを目指します。

### 3.指導者等の育成や競技力の向上

関係団体が主体となり、様々なスポーツ・レクリエーション振興施策が展開できるように取り組むとともに、指導者の育成と拡充を図ります。また、競技人口の拡大や競技力の向上にも努めます。

#### (1) スポーツ施設の有効活用

- 行政は、これらの施設を本市のスポーツ施設の中核を担う施設として、各種スポーツ競技やレクリエーションだけでなく、大会や合宿などで有効に活用されるように推進します。また、それ以外の既存施設についても、老朽化した施設については、計画的な整備を行うことで施設の充実を図り、安全性を確保した上で活用します。（行政）

#### (1) 生涯スポーツの振興

- 行政は、市民の主体的な健康づくり・体力づくりへの取組を支援するため、スポーツ推進委員の拡充を図ります。また、市民のニーズを的確に把握し、子どもから大人まで参加できる各種スポーツ教室や高齢者のいきがいづくりに資する健康教室、その他、大会・イベントなど内容の充実と拡充に努めます。（行政）
- 行政・関係団体は、世代を問わず市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう「総合型地域スポーツクラブ」の育成、充実を図ります。（行政・関係団体）
- 市民は、スポーツ教室や健康教室に参加し、気軽にスポーツを楽しむとともに、運動による自らの健康づくりに取り組みます。（市民）
- 関係団体は、各種スポーツ教室や健康教室を積極的に開催し、市民の健康づくり・体力づくりを主体的に取り組みます。（関係団体）
- 行政は、子どもたちが様々なスポーツに触れあうことで、生涯において運動に親しむことができるよう取り組みます。（行政）
- 関係団体・行政は、障がい者のスポーツを推進するため、延岡市スポーツ協会の加盟団体である「大輪の会」を通じて、パラスポーツの推進や支援についても充実を図ります。（関係団体・行政）

#### (1) 指導者等の育成や競技力の向上

- 行政は、関係団体が主体となり様々なスポーツ振興施策が展開できるよう、人材確保や財政面、S N S等を活用した啓発活動など様々な角度から支援を行います。併せて、トップアスリートや地元企業などと連携した講習会や研修会等を通じて、指導者の資質向上や拡充を図ります。（行政・関係団体）

#### (2) 競技人口の拡大や競技力の向上

- 行政及び関係団体等が連携し、本市ゆかりのトップアスリートの活用や小・中・高校合同の練習会や競技会を実施することで、競技人口の拡大や競技力の向上を推進します。（行政・関係団体）

## 主要な指標

内容	現状	R12	R17
スポーツ教室（延べ参加人数）	1,660人（R6）	1,700人	1,750人
健康教室（延べ参加人数）	798人（R6）	850人	900人

## 第4章

## 男女共同参画社会

## 現状と課題

## 【1. 男女共同参画社会の推進】

- 本市は「男女共同参画宣言都市」として、「第3次のべおか男女共同参画プラン」に基づき、誰もが性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでいます。
- \* ドメスティック・バイオレンス（DV）等は依然として社会問題であることから、「\*困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき相談員を配置し、困難な問題を抱える方、一人一人に応じた包括的な支援を行っております。さらに、市民、事業者等がそれぞれの立場で、お互いを尊重し認め合うことのできる男女共同参画社会づくりの取り組みが課題となっています。
- 豊かで活力ある持続可能な社会を形成し、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するために、家庭・学校・職場・地域はもとより、市の政策・方針決定過程において男女が共に参画する機会を増やすことが課題となっています。

## 【2. 男女の仕事と生活の調和】

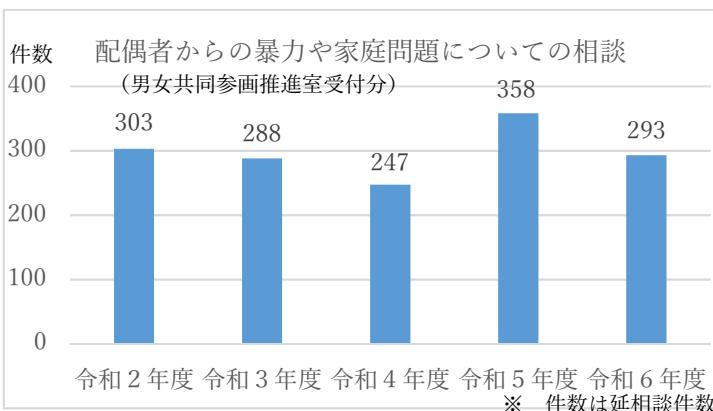
- \*育児・介護休業法の改正や\*女性活躍推進法の施行等により、男女とともに働きやすい環境に向けた法整備が進められ、市民意識調査の結果からも「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という意識は減少しつつあります。しかしながら、依然として家庭内で女性の果たす役割が多くあり、固定的な性別役割分担意識が根強く存在している状況です。
- 多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和の実現には、労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及、育児・介護休業制度を利用しやすい環境整備等が課題となっています。

## 【3. 生涯を通じた男女の健康への支援】

- 生涯を通じた健康の保持増進を図ることや、家族形態の多様化や少子化が進行する中で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりは、男女共に重要な課題となっています。

各種審議会等における女性参画率の推移(地方自治法第202条の3に基づく審議会)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
委員総数(人)	393	371	377	382	368
女性委員数(人)	114	114	123	128	123
女性委員割合(%)	29.0	30.7	32.6	33.5	33.4



パープルリボンキャンペーンでの啓発活動

\* ドメスティックバイオレンス…配偶者や恋人など親密な関係にあるまたはあった者からの暴力のこと。身体的なものだけでなく、精神的なものも含む  
\* 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律…DV等、様々な問題を抱える女性を支援対象とし、国や地方公共団体の責務、基本方針、都道府県計画等の策定、女性相談支援センターによる支援等の必要な事項を定める法律  
\* 育児・介護休業法…育児休暇、介護休業など育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律  
\* 女性活躍推進法…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律



施策の展開		取組項目（役割分担）
<b>1.男女共同参画の推進</b> 市民が性別に関わりなく一人の人間として人権が尊重され、その能力を十分に発揮できる多様な生き方を選択できるようにするために、男女共同参画の視点を持ち、気づき、見直せるよう啓発・広報を推進します。政策・方針決定過程等に男女が対等な立場で共に参画し、多様な視点が反映されるよう審議会等の委員に女性を選任するよう努めます。		<p><b>(1) 男女の人権の尊重</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政は配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向け、啓発による市民意識の醸成や、被害者に寄り添った支援体制の充実を図り、各種相談窓口等を周知するとともに関係機関とのさらなる連携に努めます。（行政）</li> <li>行政は男女共同参画に関する情報提供等の広報活動を推進し、市民一人ひとりが主体的に取組を推進できるように学習機会の提供に努めます。（行政）</li> <li>市民は家庭、職場、地域などあらゆる場面で性別や世代に関わりなく、多様な生き方を認め合うことの大切さを理解し、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行の見直しなど、男女共同参画の認識を深めるよう努めます。（市民）</li> </ul> <p><b>(2) 政策等の立案及び決定への共同参画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政は率先して各種審議会等における女性の参画拡大を図ります。（行政）</li> <li>民間団体は役員に積極的に女性を登用し、各種審議会等に男女が同割合で参画できる環境づくりに努めます。（民間団体）</li> </ul> <p><b>(3) 雇用等における男女共同の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、性別にとらわれることなく、就業を望む人の多様で柔軟な働き方を尊重し、自分らしく活躍しながらその能力が発揮できるよう努めます。（事業者）</li> </ul> <p><b>(4) 地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政は特定の性や年齢層で担われている分野へ、男女共同参画の視点を取り入れることにより、男女双方からの参画を推進します。（行政）</li> </ul>
<b>2.男女の仕事と生活の調和</b> 男女が共にライフスタイルやライフサイクルに応じた多様な生き方を促進するための啓発に取り組みます。		<p><b>(1) 仕事と家庭の両立支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政は関係機関と連携しながら、事業者等における男女雇用機会均等法の遵守を図るとともに、女性活躍推進法に基づいた情報の収集や提供を進めます。また、子育て支援の充実を図ります。（行政）</li> <li>行政は育児・介護休業制度、短時間勤務制度等の両立支援制度の周知を図り、多様な働き方を促進するための取組について啓発します。（行政）</li> <li>事業者は育児・介護休業制度の利用促進や、職場における固定的な性別役割分担意識による慣行の見直しを図ることにより、男女が共に働きやすい職場づくりを進めます。（事業者）</li> <li>市民は仕事と家庭、地域活動等をバランスよく充実させ、自分らしさがいかせる仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現を目指します。（市民）</li> </ul>
<b>3.生涯を通じた男女の健康への支援</b> 生涯を通じた健康支援や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するよう努めます。		<p><b>(1) 生涯を通じた男女の健康への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政は、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意し、課題に応じた健康支援を進めます。また、こども家庭サポートセンターの機能を十分に発揮して、妊娠期から子育て期にわたり包括的に切れ目のない支援を推進します。（行政）</li> </ul>

## 主要な指標

内容	現状	R12	R17
各種審議会等の女性委員の割合 (地方自治法第202条の3に基づく審議会)	33.4% (R6)	40.0%	45.0%

## 第5章

## 人権

## 現状と課題

本市では、あらゆる差別の解消と人権が尊重されるまちづくりに向けた市の理念を明確化し、人権施策のさらなる推進を図るため「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を施行（令和元年10月）しました。

また、条例の施行等を踏まえ、「延岡市人権教育・啓発推進方針」（平成22年3月策定）を令和2年度に改定し、人権施策の新たな基本指針としています。

## 【1. あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進】

- 本市では、「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づき、行政はもとより、市民、事業所、関係団体等がともに連携、協働しながら、継続的な人権教育・啓発に取り組んでいます。
- \*「人権に関する市民意識調査」の結果等から、本市の人権侵害や差別の現状、市民の認識等を踏まえ、市民一人ひとりの日常生活の中に人権尊重に関する理解や行動が根付くよう総合的かつ効果的な人権教育・啓発の取組が必要です。

## 【2. 人権問題への積極的な対応】

- 国において、「部落差別の解消の推進に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「性的指向及び\*ジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」など人権問題について、国や地方公共団体の責務等を規定した法律が相次いで施行されています。
- 本市では、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ等の様々な人権問題に関する誤った知識や偏見等による人権侵害や差別等を解消するために「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づき、関係機関・団体等と連携した取組を進めています。
- 社会全体の課題である様々な人権問題の解決に向けて、具体的な施策を展開していくことが必要です。

## 【3. 人権擁護の推進】

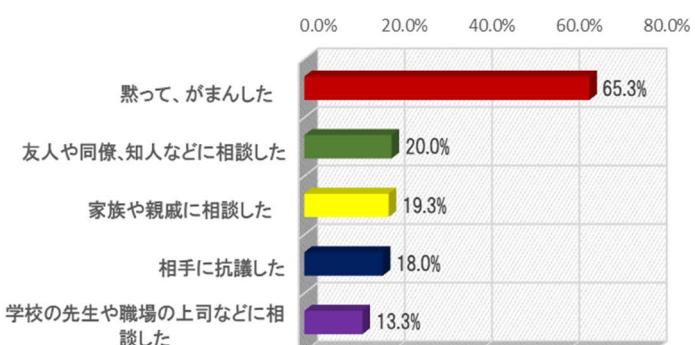
- 「人権に関する市民意識調査」の結果では、人権侵害を受けたときに6割以上の市民が「黙ってがまんした」と回答しており、相談する場合も、公的な相談窓口よりも身近な人に相談する割合が高くなっています。

①自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。



(単位%)

②人権侵害を受けた時どうしましたか。(上位5項目・複数回答)



(単位%)

「人権に関する市民意識調査」（令和6年度実施）から抜粋（市内に居住する18歳以上の2,000人の市民を対象に実施）

\*「人権に関する市民意識調査」…平成20年度・平成26年度・令和元年度・令和6年度の4回実施。18歳以上（平成20・26年度は20歳以上）の市民、男女それぞれ1,000人・計2,000人を対象として実施。

\*ジェンダー・アイデンティティ…性自認（自分の性別を自分でどう思うか）のこと。この法では、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義される。



施策の展開		取組項目（役割分担）
<b>1.あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進</b> <p>すべての市民の人権が尊重される社会の実現のため、関係機関・団体等と連携しながら、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発活動の充実を目指します。</p>		<p>(1) 就学前・学校教育における人権教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政は、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校において、子どもの発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、教職員等への研修の充実に努め、指導力の向上を図ります。（行政）</li> </ul> <p>(2) 生涯学習における人権教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政は、学習機会の提供と学習内容の充実を図ります。（行政）</li> <li>市民は、国・県または市等が開催する研修会等に参加する等、あらゆる機会を通じて自己啓発活動に努めます。（市民）</li> </ul> <p>(3) 地域や職場における人権啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政は、延岡市社会福祉協議会と連携し、障がい者の視点を学ぶ体験学習を推進する等、地域・事業者・関係団体等と協力し、地域や職場における人権教育・啓発活動に取り組みます。（行政）</li> </ul>
<b>2.人権問題への積極的な対応</b> <p>これまでの取組の成果や「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、それぞれの人権問題の解決に向け、「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づいた具体的な施策に取り組みます。</p>		<p>(1) 人権問題への積極的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政は、様々な人権問題の解決に向け、延岡市人権啓発推進協議会等の関係団体、地域、事業所等と連携し、講演会・研修等の啓発活動に積極的に取り組みます。（行政）</li> <li>行政は、インターネットやSNS上の人権侵害に関する啓発活動や、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度の周知・広報を進める等、人権を取り巻く環境の変化に対応し、新たな人権問題に関する正しい知識や理解の普及を図ります。（行政）</li> <li>事業者は、各種研修への参加や行政が実施する出前講座等の活用により、職場における人権意識の向上に努めます。（事業者）</li> </ul>
<b>3.人権擁護の推進</b> <p>国や県、関係機関・団体等と連携を図りながら、各相談窓口において誰もがいつでも気軽に相談できる体制づくりや、相談窓口の周知に取り組みます。</p>		<p>(1) 人権擁護の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政は、児童や高齢者等への虐待等を未然に防ぐために「なんでも総合相談センター」や関係機関への早期相談を周知するほか、相談内容に応じた人権相談窓口の充実に努めるとともに、法務省の人権擁護機関等の関係機関と連携し、人権擁護の促進を図ります。（行政）</li> <li>市民は、人権意識を高め、日常生活の中で互いの人権尊重に努めます。（市民）</li> </ul>

主要な指標				
内容	現状	R12	R17	
市や延岡市人権啓発推進協議会等が行う人権研修、講座等に参加した市民の数	3,314人 (R6)	3,645人	3,800人	
延岡市人権啓発推進協議会の会員数	169団体 (R6)	175団体	180団体	